

税の申告

受け付けは

2月
16日(月)

3月
16日(月)

(平日のみ)

平成26年分の確定申告と市・県民税の申告が2月16日(月)から始まり、期間の終盤になると大変混雑しますので、申告は早めに済ませてください。

□送付先・問い合わせ ▽確定申告Ⅱ〒508-8611中津川市かやの木町4-3中津川税務署Ⅲ0573-6611202 ▽市・県民税Ⅱ〒509-7292(住所不要) 税務課Ⅲ26-2111(内線129)

確定申告

確定申告特設会場で、申告を受け付けます。

□とき 2月16日(月)～3月16日(月)午



ウェブサイトで簡単作成

前9時～午後5時(土・日を除く)
□ところ 中津川商工会議所ホール
※この期間中、中津川税務署では申告相談を行いません
問 中津川税務署Ⅲ0573-6611202

国税庁のウェブサイト(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、簡単に申告書が作成できます。
また直接、国税電子申告納税システム(e-Tax)も利用できます。
※e-Taxに必要な住民基本台帳カードに格納された電子証明書の有効期限は3年です。電子証明書の期

市・県民税の申告

平成27年度の市・県民税は、平成27年1月1日現在、市内に住所を有する方の平成26年中の所得を基準に算出します。

申告の受付会場

市役所会議棟での受け付け
□とき 2月16日(月)～3月16日(月)午前9時～午後5時(土・日を除く)
各地域での受け付け
各地域でも申告を受け付けていますが、可能な方は、市役所会議棟での申告をお願いします。

市役所会議棟での受け付け

とき	対象地区
2月16日(月)～19日(木)	大井町
2月20日(金)～25日(水)	長島町
2月26日(木)～27日(金)	東野
3月2日(月)	飯地町
3月3日(火)	中野方町
3月4日(水)	笠置町
3月5日(木)	武並町
3月6日(金)	三郷町
3月9日(月)～16日(月)	市内全域

各地域での受け付け

申告会場	とき	対象地区
中野方コミセン	2月16日(月)	1区～5区
	2月17日(火)	6区～11区
飯地コミセン	2月18日(水)	飯地町全域
	2月19日(木)	
武並コミセン	2月20日(金)	藤
	2月23日(月)	竹折
三郷コミセン	2月24日(火)	野井
	2月25日(水)	佐々良木・棕実
JA恵那北部支店	2月26日(木)	毛呂窪・本郷
	2月27日(金)	姫栗・河合
岩村振興事務所	3月2日(月)～3月6日(金)	岩村町全域
	3月5日(木)～3月6日(金)	
串原振興事務所	3月2日(月)～3月6日(金)	串原全域
	3月2日(月)～3月13日(金)	
明智振興事務所	3月9日(月)～3月16日(月)	山岡町全域
	3月2日(月)～3月4日(水)	
上矢作振興事務所	3月2日(月)～3月4日(水)	上矢作町全域
	3月2日(月)～3月4日(水)	

※土・日曜日は除く

限切れに注意してください

確定申告の対象

- ・事業所得や不動産所得、譲渡所得などの合計金額が、各種所得控除金額の合計額より多い方
- ・給与収入金額が2千万円を超える方
- ・給与を1カ所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
- ・給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をしていない給与の収入金額と各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方
- ・医療費控除や寄付金控除、住宅借入金等特別控除などの各種控除を受けられる方
- ・その他、確定申告が必要な方

税理士の無料税務相談

次のいずれかに該当する方は、無料税務相談ができます。
①平成25年分の所得金額が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者

の控除を受けようとする方は申告が必要ですが、平成26年中に所得のなかった方でも、国民健康保険に加入している方は、保険料の算定のため簡易申告書の提出が必要です。また扶養認定のため、所得証明書などが必要な方も、申告書の提出が必要です

申告に必要なもの

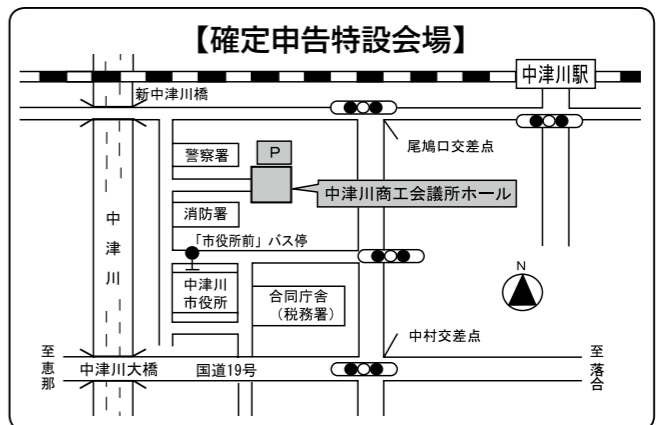
①送付された市・県民税申告書か簡易申告書 ②印鑑 ③平成26年中の収入金額の分かるもの、源泉徴収票(給与・公的年金)、報酬等支払調書、事業の収支が分かる書類 ④保険料控除証明書(社会保険料、個人年金、生命保険料、介護医療保険料、地震保険料など)
※国民年金保険料などに係る社会保険料控除を受ける場合、支払証明書の添付が義務付けられています。日本文機構などから送付された証明書を持参してください

申告期間前の説明会など

公的年金受給者の申告受け付け
確定申告期間前に、公的年金を受給している方の所得税の確定申告と市・県民税の申告を受け付けます。
□とき 2月3日(火)～4日(水)午前9時半～正午、午後1時～4時
□ところ 市役所会議棟
※収支内訳書などの作成が必要な方は、確定申告特設会場などで申告してください
マイホームを取得した方の住宅借入金等特別控除説明会
□とき 2月12日(水)、13日(金)午前9時～11時半、午後1時～4時
□ところ 中津川商工会議所ホール

肉用牛の販売農家の方へ

肉用牛を一定の家畜市場などで売却した場合や、農業協同組合などに委託して売却した場合、その所得の課税の特例を受けるには、確定申告の際に「肉用牛売却所得の税額計算書」と「肉用牛売却証明書」が必要です。
※国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、課税の特例を受けた免税所得を所得割額として算定することになっていません



問：問い合わせ 用：申し込み ※コミセン=コミュニティセンターの略